来年度中学校に入学されるお子さまがいらっしゃる保護者の皆さまへ

**新入学生徒学用品費の前倒し支給のご案内**

町教育委員会では、令和4年度に中学校に入学されるお子さまがいらっしゃるご家庭で、経済的にお困りの保護者の方に入学準備金として新入学学用品費の支給をご入学前の2月中に支給しております。詳しくは以下のとおりです。

**【支給額・支給予定日】**

■　支給額　60,000円／人

■　支給日　令和4年2月下旬頃（予定）

**【支給を受けることができる方】**

■　次の全ての要件を満たす保護者

○令和4年1月21日時点で対象のお子さまが鹿追町に居住している方（令和4年3月末日以

前にお子さまが鹿追町外へ転出される方を除く）

○お子さまが令和4年4月に鹿追町立の中学校に入学予定の方

○別紙『就学援助のお知らせ』に該当する方

※ただし、生活保護受給中の方は、生活保護費により同じ主旨の「入学準備金」が支給されます

ので、対象になりません。

**【必要書類】**

■　認定申込書

■　令和2年中の所得証明書（令和3年度就学援助を受けている方は、不要）

（『就学援助のお知らせ』の【この援助を受けることができる方】で（３）に該当する方）

※前倒し支給を希望する方は、**令和４年１月２１日（金）《期限厳守》まで**に申請書類を認定子ども園、地域保育所、各小中学校、町教育委員会（学校教育課）まで提出してください。

**【注意事項】**

■　今回の新入学学用品費について申請し、支給を受けた場合

○令和4年4月1日以降に他町村へ転出された場合、新入学学用品費の返金は求めませんが、

　　　　　　ご転出先の自治体には本町で新入学学用品費の支給を行った旨を通知いたします。

（※3月31日以前に転出された場合は、返金を求めます。）

■　「新入学学用品費の前倒し支給」については、「令和2年所得」が審査基準となりますが、その他の

費目については、「令和3年所得」を審査基準としますので、審査結果が変わる場合があります。

　※なお、内容についてご不明な点等ございましたら、町教育委員会学校教育課学校教育係（66-2646）

までお問い合わせ下さい。